

予定申告書（第 20 号の 3 様式）記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、神戸市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する場合、神戸市市税事務所長に 1 通を提出してください。
- (3) 申告書には、代表者の記名をお願いします。

2 各欄の記載のしかた

金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載してください。

<p><b>「法人番号」</b> 法人番号（13 桁）を記載します。</p>
<p><b>「法人名」</b> 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>
<p><b>「所在地」</b> 本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、神戸市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。</p>
<p><b>「事業種目」</b> 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。</p>
<p><b>「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」</b> 前事業年度又は前連結事業年度末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。（法人税の明細書（別表 5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。）なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。</p>
<p><b>「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」</b> 前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します（法人税の明細書（別表 5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します）。</p>
<p><b>「前期末現在の資本金等の額」</b> 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。          (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 口に定める額          (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ハに定める額          (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 25 第 2 号又は第 3 号に定める金額</p>
<p><b>「予定申告税額②」</b>          (1) ①の欄の金額に 6 を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。          (2) この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>
<p><b>「この申告により納付すべき法人税割額④」</b> この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>
<p><b>「算定期間中において事務所等を有していた月数⑥」</b> この月数は暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。（例：3 月 31 日決算法人の場合/9 月 20 日新設の場合：1 月 9 月 20 日廃止の場合：5 月）なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。</p>
<p><b>「円×⑤÷12 ⑥」</b>          (1) この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。          (2) 右下欄の「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の各区の均等割額の合計額を記載します。          ＊ 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p>

<p><b>「神戸市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」</b>          当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。          なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。</p>
<p><b>「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑩までの欄)</b>          (1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。          (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。          (3) ⑩の欄は、⑨の欄の欄の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>* 2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑩の欄は、⑨の欄の金額に⑨の欄の欄の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。</p>
<p><b>「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」</b>          2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。</p>
<p><b>「指定都市に申告する場合の⑥の計算」</b>          2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載します。          (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。          (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。          (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。</p>

◇均等割◇

法人の区分		税率(年額)
前事業年度又は前連結事業年度末日現在における「資本金等の額(*1)」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額	区内の事務所等の従業者数の合計数(*3)	
① 地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二の独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ② 地方税法第294条第8項の人格のない社団等(*2) ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 保険業法の相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円
1千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
1千万円超～1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1億円超～10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
10億円超～50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円

(\*1) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額に、地方税法第292条第1項第4号の5による調整を行った額

(\*2) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの

(\*3) 「従業者数の合計額」とは、この申告に係る事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における一の区内の事務所又は寮等の従業者数の数です。



神戸市 法人市民税のホームページ

神戸市税 法人市民税 検索